

瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと「相談室」重要事項説明書

本重要事項説明書は、瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと「相談室」と相談支援契約を希望される方に、当施設の概要や提供するサービスの内容、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に説明するものです。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会
所 在 地	岐阜県瑞浪市樽上町一丁目77番地
電 話 番 号	0572-68-4148
代 表 者 氏 名	会 長 小栗 茂
設 立 年 月 日	昭和 56 年 10 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定特定相談支援事業 指定年月日:平成 25 年 4 月 1 日 指定障害児相談支援事業所番号:2171600030 指定特定相談支援事業所番号 :2131600112</p>
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児の心身の健やかな発達を促す為に必要な相談支援を行う。 ・対象児や保護者の人格や意思を尊重した利用計画作成や相談を行う。 ・家庭環境等の把握を行い、適切な保健・医療・福祉・教育のサービスが、総合的かつ効率的に受けられるように支援をする。
事業所の名称	瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと「相談室」
事業所の所在地	瑞浪市寺河戸町 1149 番地の 1
電 話 番 号	0572-44-8177
管 理 者 氏 名	小木曾 ひろみ
事業所の運営方針について	<p>対象児の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、対象児の発達の特性や生活環境等に応じた利用計画を作成します。</p> <p>利用計画作成においては、対象児の発達、保護者の願い、環境、利用できるサービス等を顧慮して、対象児の実態や生活に沿った計画を作成します。</p> <p>医療、福祉、保健、保育、教育等の総合的なサービスの提供ができるように関係機関と連携をします。</p>

施設設備について	相談室 2 室	面談 相談 等
	指導室 6 室	対象児の実態の把握・相談支援 ※児童発達支援事業所と共有
	遊戯室 1 室	対象児の実態の把握(感覚運動面)・相談支援 ※児童発達支援事業所と共有

3. 事業実施地域 瑞浪市全域

4. 対象児

発達の遅れや発達特徴により、福祉サービスが必要な児童。

5. 営業時間

開設日	月曜日～金曜日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く)
開設時間	8時30分～17時15分

6. 職員の体制

職 種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
1. 管理者		1		
2. 相談支援専門員		1	1	
3. 相談員			2	

(※当センター 嘱託医 1名)

7. 当事業所が提供する相談支援の内容

(1) 相談支援

対象児の実態、生活、保護者の思いに添った「サービス等利用計画」(以下、「利用計画」という。)の作成の為の面談を行います。

- ・対象児の実態把握(発達の状況、家庭環境、保育・教育環境等)
- ・解決すべき課題等の把握

(2) 「サービス等利用支援計画」の作成

面談、実態や課題の把握を踏まえ、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。

児童発達支援・放課後等デイサービス等に係る通所支援や、福祉サービス等を受ける為の利用計画の作成を行います。

(3)「モニタリング」

利用計画の実施状況の把握及び、対象児の発達の経過や生活状況、保護者の思い等、継続的な評価を行います。

必要に応じて面談や利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整を行います。

対象児の発達の状況、生活環境等に応じて、対象児及び保護者の選択に基づき、適切な福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

(4)利用の中止、変更、追加

利用計画は、保護者に事前に説明し、同意をいただくとともに、申し出により、いつでも見直すことができます。利用計画で定めた支援の利用を中止又は変更することができます。この場合には、事前に申し出てください。

8. 利用料金

児童発達支援等の通所支援や福祉サービス等の利用のための利用計画作成や、継続支援（モニタリング）に係る相談支援給付費が、瑞浪市より全額給付されます。

相談支援給付費は本事業所が代理受領いたします。（※代理受領明細書にて報告をいたします。）

また、相談支援をご利用の際に必要なものは、実費を負担していただくことがあります。

なお、このことに係る内容及び支払方法等については、事前に説明します。

9. 相談支援の利用に関する留意事項

(1) 支援内容の変更

当センター利用当日に、対象児又は保護者の体調等の理由で予定されていた支援の実施ができない場合には、保護者の同意を得て、相談日を調整いたします。

(2) 受給者証の確認

本事業所職員より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。「受給者証」の記載内容の変更があった場合はお知らせください。

10. 苦情解決の体制

(1) 当事業所における苦情の受付

相談支援に対する苦情やご意見、手続きなど利用に関するご相談は以下の窓口で受け付けます。

	氏名	電話番号
受付担当者	大竹 孝子	0572-68-4148
苦情解決責任者	小木曾 ひろみ	0572-44-8177

(2) 第三者委員

地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、公正・中立な立場から本事業者のサービスに対するご意見などをいただいています。本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談できます。

氏名	電話番号
木股 恭一	0572-68-8527
伊藤 隆二	0572-65-4183

(3) その他苦情受付機関

岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 058-278-5136 受付時間 毎週月曜日から金曜日 (ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く) 午前9時から午後5時
-------------	--

11. 守秘義務・個人情報の保護

当事業所及び職員は、サービスを提供するにあたり知り得た、ご利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

また、この秘密を保持する義務は計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。

12. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 瑞浪市社会福祉協議会事務局長 加藤誠二

虐待防止マネジャー 瑞浪市子ども発達支援センター ぽけっと

相談室管理者 小木曾ひろみ

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

13. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性・・・利用し本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. 緊急時等の対応

(1) 事故発生時の対応

相談支援の提供中に怪我等の緊急事態が起きた場合には、主治医又は嘱託医に連絡するなどの措置を行ないます。

(2) 緊急時の対応

事故や緊急事態が発生した場合は、当センターの緊急対応マニュアルに従い、速やかに対応します。

(3) 非常災害対策

非常災害に備える為に、消防計画・避難確保計画等を作成し、それによって防災等に努めます。

(4) 損害賠償保険への加入

相談支援中や職員の管理下での事故や怪我については、当センター加入の保険にて対応します。

令和 年 月 日

指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者氏名

Ⓔ

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業の提供開始に同意しました。

保護者住所 瑞浪市

氏 名

Ⓔ

対象児氏名